

技能講習登録教習機関一覧表

技能講習名 < 乾燥設備作業主任者技能講習 >

作業内容

次に掲げる設備による物の加熱乾燥の作業

イ．乾燥設備（熱源を用いて火薬類取締法第2条第1項に規定する火薬類以外の物を加熱乾燥する乾燥室及び乾燥器をいう。）のうち、危険物等に係る設備で、内容積が1 m³以上のもの

ロ．乾燥設備のうち、イの危険物等以外の物に係る設備で、熱源として燃料を使用するもの（その最大消費量が、固体燃料にあっては毎時10 kg以上、液体燃料にあっては毎時10リットル以上、気体燃料にあっては毎時1 m³以上であるものに限る）または熱源として電力を使用するもの（定格消費電力が10 kw以上のものに限る）

講習の日程、受講の申込については、各登録教習機関へ直接お問い合わせください。

| 機関名 | 問合せ先 | 郵便番号 | 所在地 | 電話番号 |
|--------------------|------|----------|----------------------------|--------------|
| 公益社団法人北海道労働基準協会連合会 | 同 左 | 060-0807 | 札幌市北区北7条西2丁目6番地 37山京ビル203号 | 011-747-6141 |